

答 申

1 審査会の結論

福岡県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、平成26年5月30日26人委任第284号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

(1) 異議申立てに係る対象公文書

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関が平成23年度から平成25年度までに実施した福岡県職員採用試験の専門試験において出題された行政法に関する試験問題である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書は福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第2号（事業情報）に該当するとして、条例第11条第2項の規定に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成26年5月23日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成26年5月30日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成26年7月7日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

エ 実施機関は、異議申立書の内容に形式上の不備があるとして、平成26年7月10日付けで、異議申立人に補正命令を行った。

オ 異議申立人は、異議申立書の補正を行い、実施機関は、平成26年7月15日付けで、補正された異議申立書を受理した。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件決定は、条例第7条第1項第2号を適用して非開示としているが、福岡県職員採用試験における専門試験の問題は、実施機関が出題するものであり、外部の団体から非公表を前提として提供されているものではない。
- (2) したがって、本件公文書を開示することにより、外部の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えないことから、本件決定は、違法又は不当である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定における説明

外部の団体から非公表を前提として提供されたものであり、開示することにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、条例第7条第1項第2号に該当する。

(2) 理由説明書における説明

次の理由により条例第7条第1項第2号及び第4号（行政運営情報）に該当する。

ア 本件公文書について

本件公文書は、平成23年度から平成25年度までに実施した福岡県職員採用試験の専門試験において出題された行政法に関する試験問題であり、現在、実施機関が実施している職員採用試験の試験問題は、公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から提供を受けた問題を使用している。

センターが作成した試験問題を使用することは、採用試験の問題作成事務に係る人的、時間的、経費的負担を少なくするという利点があることから、福岡県を含む45道府県等の人事委員会が賛助会員となっている。

センターからの試験問題の提供は、センターが定める毎年度の試験問題提供計画に基づいて行われているが、当該計画には、提供した問題については、試験実施後においても報道機関、出版社等外部に公表しないよう取り扱う旨の条件が付されている。

イ 条例第7条第1項第2号該当性について

本件公文書を開示した場合、センターが問題作成時には想定していなかった、出題傾向が類推されるなどの影響が生じる可能性があり、それを回避するための人的負担など、センターに作成コストの増加が生じる。

また、センターは、今後の業務の中で、本件公文書の情報をそのままの形又は改良等を加え、他の地方公共団体が実施する試験に提供することが当然に想定されるが、本件公文書を開示することにより、本件公文書の情報や類題を提供することができなくなる。

ウ 条例第7条第1項第4号該当性について

本件公文書は、非公表を前提として提供されたものであり、もし開示すれば、センターとの信頼・協力関係を損ね、これまでのように、他の道府県等と同等に賛助会員として試験問題の提供を受けられなくなる。センターから試験問題が提供されない場合は、実施機関において全ての試験問題を独自に作成しなければならなくなり、今後の採用試験の円滑、適正な遂行が著しく困難となる。

また、センターが作成する試験問題は、他の地方公共団体にも多く提供されていることから、開示することにより、当該地方公共団体においても、今後実施される職員採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 福岡県職員採用試験について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第3項及び第18条第1項の規定によると、人事委員会を置く地方公共団体における職員の採用は、人事委員会が行う競争試験によるものとされていることから、福岡県における職員の採用は、実施機関が競争試験により実施している。

職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）の種類は、福岡県の職員の任用に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第18号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定されており、採用試験の種類ごとの試験区分は、規則別表第1に掲げられている。

(ア) 福岡県職員採用Ⅰ類試験について

福岡県職員採用Ⅰ類試験（以下「Ⅰ類試験」という。）は、大学卒業程度の知識、技術その他の能力を有する者を対象として実施しており、行政、学校事務、児童福祉、土木、建築等の試験区分が設けられている。

Ⅰ類試験の試験種目は、規則別表第2に掲げられており、教養試験、専門試験、論文試験、人物試験等を実施することとされている。

(イ) 福岡県職員採用Ⅱ類試験について

福岡県職員採用Ⅱ類試験（以下「Ⅱ類試験」という。）は、短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術その他の能力を有する者を対象として実施しており、行政事務、学校事務、警察事務、栄養士等の試験区分が設けられている。

Ⅱ類試験の試験種目は、規則別表第2に掲げられており、教養試験、専門試験、論文試験、人物試験等を実施することとされている。

(ウ) 専門試験について

専門試験は、各試験区分に必要な専門的知識、技術又は能力について判定する

ために実施する試験であり、五肢択一式の筆記試験により実施されている。

平成23年度から平成25年度までの福岡県職員採用試験案内によると、Ⅰ類試験及びⅡ類試験の各試験区分に応じて専門試験の出題分野が示されており、行政法に関する問題は、Ⅰ類試験の行政及び学校事務の試験区分並びにⅡ類試験の行政事務、学校事務及び警察事務の試験区分において出題されている。

イ センターについて

センターは、「人事試験に関する調査研究を総合的に行い、その成果を普及し、もって人材の適正な選抜、配置等の促進を図り、我が国における人材の活用に寄与することを目的」として設立された法人であり、センターの賛助会員として入会している45道府県等に対して、採用試験に関する試験問題の作成及び提供等を行っている。

賛助会員は、実施する採用試験に応じて提供された問題の中から、出題する試験問題の選定、編集等を行った上で、採用試験の問題集を作成している。

センターは、試験問題の提供に当たって年度毎に試験問題提供計画を定めており、賛助会員は、当該計画に基づき、提供を受けた試験問題に関して、試験実施までの間の秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験実施後においても公表しないことを求められている。

センターから各道府県・市人事委員会事務局長宛に発出された「『採用試験問題の一部公表』について」（平成11年2月22日人試第108号）によると、センターは、採用試験における択一式試験問題を公開した場合、センターの事務事業に著しい支障が生じるため、情報公開条例に基づく公文書開示請求に対して試験問題を開示する賛助会員には、今後の試験問題の提供はできなくなるとの考えを示している。

その一方で、センターとして可能な限りの情報公開に努めるため、採用試験問題の出題例の公表を検討することとし、その後の検討の結果、平成15年10月1日付けで「例題公表要綱」を定め、採用試験に対する住民、受験者等への情報提供の一助として、地方公共団体がセンター提供の例題を公表できることとした。

ウ 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が平成23年度から平成25年度までに実施した福岡県職員採用試験のうち、Ⅰ類試験の行政及び学校事務の試験区分並びにⅡ類試験の行政事務、学校事務及び警察事務の試験区分の専門試験において出題された行政法に関する試験問題であり、行政法に関する問題と5つの選択肢が記載されている。

(2) 条例第7条第1項第2号該当性について

ア 条例第7条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止

するという観点から、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示とすることを定めている。

同号の「害するおそれ」の判断に当たっては、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 実施機関は、前述の5(1)及び(2)イのとおり説明しているところ、当審査会は次のとおり判断する。

(ア) 採用試験の試験問題については、過去に実施された採用試験の試験問題を復元した問題又は類似の問題が、参考書や問題集として一般に販売されており、これらの情報が正確なものではないとしても、択一式問題の出題範囲や傾向について、容易に類推できる状況にあると考えられる。

このような状況においても、採用試験が継続して択一式問題により実施されていることから、センターは、過去に実施された採用試験の試験問題から出題傾向が類推されることを考慮して問題作成に当たっているものであり、本件公文書を公にすることにより、センターの試験問題作成に要する人的負担等のコストが増加するなどのおそれは認められない。

(イ) また、他の地方公共団体への試験問題の提供についても、本件公文書を当該地方公共団体に提供することができなくなるとしても、本件公文書を改良等した類似の問題についてまで提供することができなくなるとは考え難いことから、本件公文書を公にすることにより、センターの権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(3) 条例第7条第1項第4号該当性について

ア 条例第7条第1項第4号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非開示とすることを定めている。

同号の「支障のおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 実施機関は、前述の5(2)ウのとおり説明しているところ、当審査会は次のとおり判断する。

(ア) 当審査会が実施機関に確認したところ、センターは、平成23年度から平成2

5年度までの試験問題提供計画において、賛助会員に対し、試験問題を公表しないことを求めており、「『採用試験問題の一部公表』について」においても、情報公開条例に基づく公文書開示請求に対して試験問題を開示する賛助会員には、今後の試験問題の提供はできなくなるとの考えを示しており、実施機関が本件公文書を開示した場合、センターとの信頼関係を損ない、今後の試験問題の提供を受けられなくなることが予想される。

センターから試験問題が提供されない場合は、実施機関が全ての採用試験の試験問題を独自に作成しなければならなくなるが、実施機関の現在の体制では、全ての採用試験の試験問題を独自に作成することは困難であり、試験問題の作成に伴う新たな人員の確保などの体制整備が必要となる。しかしながら、このような体制は容易に整備できるものではないことから、本件公文書を公にすることにより、今後の採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) また、センターは、現時点において、本件公文書を他の地方公共団体が実施する採用試験に提供する場合があることから、本件公文書を公にすることにより、当該地方公共団体が実施する採用試験において、本件公文書と同じ試験問題を使用できなくなるなど、当該地方公共団体が実施する今後の採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件公文書は、条例第7条第1項第2号には該当しないが、条例第7条第1項第4号に該当すると認められるため、実施機関が非開示とした決定は、結論において妥当である。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

当審査会では、現時点における採用試験事務の実施状況を考慮し、実施機関が行った本件決定は妥当であると判断したところであるが、採用試験は県政に携わる職員の選考という重要なものであり、当該選考は公正かつ適切な評価判断に基づいて行われるべきものであるから、採用試験の透明性の向上を図る観点からも、本来、採用試験実施後の試験問題については、公開されることが望ましい。

実施機関においては試験問題の例題を公表しているところではあるが、今後、採用試験の実施方法又は実施体制の見直し等を行う場合は、採用試験問題の公開に対応できるよう、十分な検討をすべきである。